

○「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害  
の認定について」の実施及び公務起因性判断  
のための調査事項について（第3次改正・一部）

〔平成13年12月12日地基補第240号〕  
各支部事務長あて 補償課長

第1次改正 平成15年9月24日地基補第155号

第2次改正 平成16年4月19日地基補第105号

第3次改正 平成22年7月1日地基補第169号

第4次改正 平成30年4月1日地基補第81号

標記の件については、下記の事項に留意のうえ、その実施に遺漏のないよう取り扱ってください。

なお、「心・血管疾患及び脳血管疾患等業務関連疾患の公務起因性判断のための調査事項について」（平成7年3月31日地基補第48号）は、廃止するのでご了承ください。

記

理事長通知記の第1の2について

「症状が顕在化する」とは、自覚症状・他覚症状（前駆症状又は警告症状を含む。）が明らかに認められることをいいます。

理事長通知記の第2について

負傷に起因する対象疾患については、「公務上の災害の認定基準について」（平成15年9月24日地基補第153号）の記の2の(1)により認定します。（第1次改正・一部、第3次改正・一部）

理事長通知記の第4の2について

時間外勤務については、発症日から起算して概ね半年間（特別の事情があると認められる場合には概ね1年間）における時間外勤務の状況（時間数、内容及び根拠等）を日ごとに調査し、週当たりの平均時間数を算出します。

また、疲労の蓄積の最も重要な要因である勤務時間に着目すると、その時間が長いほど、精神的、肉体的過重性が増加します。

具体的には、発症日から起算して1週間単位の連続した期間ごとに、発症前概

ね半年間（特別の事情があると認められる場合には概ね1年間）にわたって、1週間当たり平均概ね10時間程度以上の時間外勤務が認められない場合には、職務と発症との関連性が弱いですが、平均概ね10時間程度を超えて時間外勤務が長くなるほど、職務と発症との関連性が徐々に強まると評価できます。

なお、ここでいう時間外勤務時間数は、1日当たり平均概ね8時間（1週当たり平均概ね40時間）を超える勤務時間数です。

また、勤務を要しない日等（以下「休日等」という。）の勤務が連続して長く続くほど職務と発症との関連をより強めるものであり、逆に、休日等が十分確保されている場合は、疲労は回復するものであることに留意してください。

理事長通知記の第4の3の(1)について

交替制勤務が日常業務としてスケジュールどおり実施されている場合や日常業務が深夜時間帯である場合に受ける負荷は、日常生活で受ける負荷の範囲内のものです。

理事長通知記の第4の3の(4)について

「精神的緊張を伴う職務への従事状況」とは、例えば次に掲げる職務従事状況等です。

(ア) 責任者として連続して行う困難な対外折衝又は重大な決断を強いられる職務従事状況

(イ) 機構・組織等の改革、人事異動等による急激、かつ、著しい職務内容の変化等の状況

(ウ) 極度のあつれきを生じさせるような職場の人間関係の著しい悪化の状況

(エ) 重大な不祥事又は事故等の発生への対処等の職務従事状況

(オ) 重大犯罪の捜査又は大規模火災の鎮圧等危険環境下における職務従事状況  
理事長通知記の第5について

高血圧症、血管病変等発症の基礎となる素因、基礎疾患等を有しているが、通常の日常の職務の遂行に特に支障がない職員のうち、医師による直接の検査、治療が必要と診断されたにもかかわらず、適切な検査、治療を受けることを放置している者は、適切な検査、治療を受けている者と比較すると、対象疾患を自然的経過を早めて発症する可能性が極めて高いので、その病態等について詳細な調査結果に基づいた医学的見地からの鑑別を行う必要があります。（第3次改正・一部）

なお、「生活的要因」とは、運動習慣、食生活習慣、趣味・し好、睡眠・休養

不足、生活環境及び家族内における役割等です。

理事長通知記の第7について

対象疾患等の公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上外の認定に当たっては、別添1の「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務起因性判断のための調査事項」に基づき、適正、かつ、迅速な調査が図られるよう配慮してください。（第2次改正・一部、第3次改正・一部、第4次改正・一部）

その際、認定請求後速やかに必要な資料収集、調査を行うことが極めて重要です。別添2の調査票を活用し、被災職員の任命権者（地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員にあつては、当該地方独立行政法人の理事長。）と十分に連絡を取り、事務に遺漏のないように取り扱ってください。（第2次改正・一部）

なお、認定請求があつた場合には、速やかに請求があつた旨当職に別添3の報告書により報告してください。

また、調査の実施に当たっては、特にプライバシーの保護について十分配慮するとともに、収集した諸資料の保全に留意してください。